

令和4年第3回佐川町議会臨時会会議録

招集年月日 令和4年7月22日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和4年7月22日 午後1時30分宣告

開 議 令和4年7月22日 午後1時30分宣告（第1日）

応招議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	13番	永田	耕朗
	14番	藤原	健祐						

欠席議員 12番 岡村 統正

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町民課長補佐	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事務局長	池内 智保
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	梶原枝理子	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	藤本 雅徳
税 務 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員の指名 議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。
3 番 山本 和輝 4 番 田村 幸生

令和4年第3回佐川町議会臨時会議事日程〔第1号〕

令和4年7月22日 午後1時30分開議

- | | | |
|------|---------|-----------------------------|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | | 町 長 挨 拶 |
| 日程第4 | 報告第 8 号 | 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について) |
| 日程第5 | 議案第56号 | 令和4年度佐川町一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第6 | 議案第57号 | 佐川町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第58号 | 物品購入契約の締結について |
| 日程第8 | 議案第59号 | 物品購入契約の締結について |
| 日程第9 | 議案第60号 | 物品購入契約の締結について |

議長（西森勝仁君）

それでは、開会予定の時間となりましたので、ただいまから、令和4年第3回佐川町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、岡村議員から欠席の届け出がっております。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、3番、山本和輝君、4番、田村幸生君の両名を本臨時会の会議録署名議員とします。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

日程第3、町長挨拶を行います。

町長（片岡雄司君）

本日は令和4年度第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

令和4年第3回佐川町議会臨時会を開催できますことを心より感謝申し上げます。また、日ごろは町政運営全般に対しまして、議員の皆様には御指導御協力を賜りまして、この場をお借りしまして心より厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、今月8日に奈良県で発生しました銃撃事件により、演説中であつた安倍晋三元内閣総理大臣の命が奪われたことは民主主義の根幹を揺るがす蛮行でありまして、暴力で言論の自由を奪う行為は民主主義を真っ向から否定するものであり、断じて許されるものではありません。このような暴力は絶対に許されるものではなく、強い怒りを禁じ得ません。安倍元首相のご冥福を心からお祈りをするとともに、御家族の皆様には哀悼の意を申し上げます。

続きまして、新型コロナウイルスにつきまして御報告を申し上げます。新型コロナの感染状況でございますが、7月に入り、佐川町では2桁の感染者となる日もあるなど、全国的に第7波に見舞われております。特に、子供の

感染が目立っており、小学校や保育所におきまして一時的に学年閉鎖等の対応を取らざるを得ないケースも出ております。オミクロン株の特性に加えて、ワクチン効果もあり、これまでほとんどの場合、感染しても軽症で済んでいるようではありますが、感染力は極めて高く、第7波の主流となりつつあるBA5の病原性はまだまだ、まだよくわかっておりません。今年の夏はお祭りやイベントなど多くの開催がされることが予測されますが、気を緩めることなく感染予防に努めていただくとともに熱中症予防などの健康管理にも十分気をつけていただきますようお願いを申し上げます。

また、ワクチンの接種状況でございますが、佐川町では3回目のワクチンを接種した方は町民全体の7割を超えており、そのうち65歳以上の接種率が約9割に達しております。その効果もあり、高齢者の感染は比較的抑えられております。さらに、今月の中旬からは重症化の予防を目的として、60歳以上の方と基礎疾患がある18歳以上の方を対象とした4回目のワクチン接種が始まっております。

住民の皆様にはワクチンが打てる方はできるだけワクチンを打っていただくこと、そして、一人一人が基本的な感染対策をしっかりと取っていただくとともに地域全体が停滞しないように、社会経済活動を回していただくことに対しまして、御理解と御協力を引き続きよろしくお願いをいたします。

本臨時会では損害賠償額の決定についての専決処分の報告が1件と、一般会計補正予算を含む議案が5件、以上6件を上程をさせていただいております。議員の皆様には何とぞ慎重なる御審議の上、御承認をいただきますようよろしくお願いを申し上げまして開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（西森勝仁君）

以上で、町長挨拶を終わります。

日程第4、報告第8号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（片岡雄司君）

それでは、報告案件について御説明を申し上げます。

報告第8号、専決処分の報告につきましては、愛媛県上浮穴郡久万高原町直瀬5541番地1、下直瀬クリーンセンター南方約700メートル先の路上で発生した事故に対する損害賠償額の決定を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和4年7月8日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要は有機農業現地視察のため出張中の令和4年4月9日午後3時26分ごろ、県道210号線を公用車で行進中に道路標識に追突し、破損さ

せたものであります。

賠償する相手方は専決処分書に記載のとおりで、損害賠償額は1万7,600円であります。報告は以上でございます。

議長（西森勝仁君）

以上、報告が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第5、議案第56号、令和4年度佐川町一般会計補正予算についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、議案について御説明を申し上げます。

議案第56号、令和4年度佐川町一般会計補正予算（第3号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ4,820万8千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ95億637万5千円とするものであります。議案の詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

総務課長（片岡和子君）

それでは、議案第56号、令和4年度佐川町一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては授業の進捗スケジュールなどを考慮させていただきまして住民の方への影響を少しでも早く解消し、また、業務の年度内完了のために早急な予算措置が必要なものを計上させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、歳出から主なものについて御説明をさせていただきたいと思います。予算書の事項別明細書12ページ、13ページをお願いいたします。

1番目の表になります。2款、1項、4目企画費の補正額126万5千円につきましては、集落活動センターたいこ岩の利用者の密集を防ぎ、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、研修室を増床するための工事設計管理委託料となっております。

次の段の11目、新型コロナウイルス対策費の補正額、2,510万千円につきましては、本年6月に正式決定いたしました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業につきまして、新たに本年度対象となると見込まれる

250 世帯に、1 世帯あたり 10 万円を給付するための経費となっております。

2 つ下の表になります。6 款、1 項、1 目商工振興費、16 節公有財産購入費の補正につきましては、道の駅整備に伴う火薬庫の用地につきまして、本年 6 月に実施いたしました不動産鑑定評価の結果を受けて 149 万 3 千円の増額を、また、すぐ下の段の 21 節補償、補填及び賠償金 1,522 万 8 千円につきましては、火薬庫の移転補償について現地の状況などを踏まえ、総合的に見直しを行いました結果、増額が必要となったものです。

次の表になります。9 款、1 項、2 目事務局費の補正額 132 万 8 千円につきましては、本年度より開始をいたしました奨学金返済支援事業助成金事業につきまして、当初見込みを上回る申請をいただいているため、現在の交付決定済分、から申請中の分、そして申請見込み分を考慮しまして補正をさせていただきます。

次に、一番下の表の下段となります。9 款、2 項、3 目放課後児童対策費の補正額、196 万 9 千円につきましては、説明欄にありますように、佐川小学校放課後児童クラブ、ナウマンクラブ、新築工事設計委託料について増額補正をお願いするものです。これは当初、既存の建物を残し、空きスペースに新しく施設を建設する予定でしたが、支援学級の日当たりが悪くなる懸念が出てきたことなどにより、既存の建物を壊して、放課後児童クラブ設置運営基準に基づき、室内トイレ、静養スペース等を追加いたしまして、児童の生活の場としての機能を十分に確保するように見直しを行ったことによるものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきたいと思います。

ページ戻っていただきまして、10 ページ、11 ページをお願いします。

1 つ目、1 番上の表の 14 款、2 項、8 目総務費国庫補助金、1 節総務費補助金、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 126 万 5 千円は、先ほど歳出で説明をさせていただきました、集落活動センターたいこ岩の研修室を増床するための工事設計管理委託料に対する国の交付金。

下の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の 2,510 万 8 千円につきましては、こちらもしきほど歳出で説明をさせていただきました、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に対する補助金となっております。

続きまして、一番下の表の下段について御説明をさせていただきます。

21 款、1 項、11 目商工費、1 節商工振興債の説明欄、辺地債 1,670 万円は道の駅整備に係る火薬庫の用地購入費、移転補償費の財源とするためのものとなります。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（西森勝仁君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

5 番（橋元陽一君）

1 点だけ質問させていただきます。

補正予算書 13 ページで説明がありました商工費の移転に係っての用地購入、それから、移転に関わる補償とか、賠償金等で 1,800 万余額の補正されたというふうに捉えているんですけども、この火薬庫移転についてですね、少し経過も説明していただきたいなと思います。

移転先の地元住民の説明会等も踏まえて、移転先が決定されてきたと思うんですけども、移転先に関わって地元住民の説明会のどういうふうな説明がなされて、住民の方がどういうふうを受け止められているのかという経過と、それから移転に関わって、全体の移転に関わる予算っていうのは総額が全部でなんぼになるのか教えていただきたいと思います。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。まず、火薬庫の移転先につきましては、火薬庫の所有者である事業者が地元の説明会を行っております。まだ、現在のところ決定しているものではない状況です。で、町としても同席をさせていただいておりますが、内容としましては火薬庫を設置するために必要となる保安距離の説明、また、火薬庫の構造としての説明、安全性の説明、そういったものを説明をするなかで、住民の方からの意見も聞きながら説明会を今繰り返し行っているという状況になっております。

で、火薬庫移転の、移転補償の総額になりますが、まず、用地、用地費に関しましては、用地購入費は総額で 581 万円の鑑定となっております。移転補償費につきましては、総額で税込みで 5,162 万 4,381 円の結果という形になっております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

ありがとうございます。それで、気になってるところは地元住民の説明会の経過であります。なかなか地元の方々の声もですね、しっかり受け止めて前へ進めていかなくちゃいけないと思うんですけども、一番大きな課題になっているといたしますか、住民の方の一番大きな不安になる、なってるものは何か、それに見て事業者の方はどういうふうに対応されているのか、あるいは間に、なんていうか町がどんなふうに関わろうとされてるのか、おかまいない範囲で説明いただけたらなと思います。

町長（片岡雄司君）

御説明をさせていただきます。答弁させていただきます。

私も一度、その業者さんのほうがですね、開催する会のほうに出席をさせていただきました。課長と副町長と一緒に。まあ、住民の皆さんはそんな「反

対、絶対持って来るな」という意見は出なかったんですが、やはりあの移転先から用水を取っているという方が結構、農業者がおられましたので、それについて枯れるのではないかという心配をされてることがありました。

それと、一定、火薬庫の業者のほうはですね、しっかりと安全性については説明をしていただいていたので、その辺についてはあまり心配をされるような住民の方はいなかったように私自身は感じておりました。一番心配をされたのは、それとですね、水のことが一番心配ということと、山林のあこに火薬庫が来た場合にですね、山林の値段が下がるのではないかと、そういったことも少し意見が出ていたと思っております。

あとは、あまりそのなかったようには感じておりますが、しっかりとした資料を提示するというので、その火薬庫のほうはですね、説明を、資料をつくってもう一度説明をするというような説明でしたので、その後はそれで終わっておりますので、説明をさせていただきます。以上です。

議長（西森勝仁君）

ほかに質疑はありませんか。

2 番（岡林哲司君）

12 ページ、13 ページの歳出の部分でですね、9 款、2 項、あ、ここじゃないです。すいません、申し訳ないです。ここですね、9 款、1 項の事務局費、奨学金の返済支援事業助成金のことについてお伺いします。この予想よりも申請の件数が多くてそれにさらにプラスで見込み分をとということなんですけれども、今現在で何件あって何件分を見込みであげてるかをお伺いしたいです。お願いします。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えいたします。当初はそもそも 10 件の見込みをしておりました。それで、現在、7 月 12 日現在ですけれども、お申し込みいただいているのが 17 件ということになっております。それで今後どれくらいあるかっていうのなかなか読みにくいところですけども、一応 3 件分をプラスして補正をさせていただきます。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。もともと 10 件の見込みで今現在で 20 件分ということでこの補正が組まれていることということですけども、その上限というか、何件までは町として受け入れるのか、もしくは申請がくればどこまでも町として、町長としてサポートをしていこうというお考えがあるのかちょっとお伺いしたいです。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えします。明確にですね、何件までを上限にしようということ

ろを財政、それから町長のほうと協議したというところではありませんけれども、一定、特別交付税の措置もあるということですし、前回の議会でも岡林議員が御説明もいただきましたけども、一定定住とか移住の効果もあるということも見込まれてますので、まあ、何件となかなか言い切りにくいですけども、ぜひ活用していただけるのであれば、ご期待にお答えしたいというような考えでおります。以上です。

議長（西森勝仁君）

ほかに質疑はありませんか。

13 番（永田耕朗君）

13 ページの学校管理費の 14 節、尾川小学校の施設整備工事の 41 万 9 千円の内容をお願いいたします。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えいたします。この分につきましては 13 ページの尾川小学校の施設整備工事と次のページ、14、15 ページにも尾川中学校の施設整備工事というのがあります。この両方ともですね、学校の分電盤を更新する事業になっておりまして、当初、予算を取らせていただいておりますけれども、部材が高騰するということで、入札するにあたって再見積をしたところ、約 2 割ほど部材が上がるということで補正をお願いしてるところです。以上です。

13 番（永田耕朗君）

すいません、もう 1 回、分電盤言うたかね。

教育次長（廣田春秋君）

はい。分電盤を更新するという工事の内容になってます。電気を外から入れてきてその電気を各スイッチなりコンセントに分電するような装置が階ごとに置いてありますけれども、その分電盤の入れかえをするということです。

（「はい、わかりました。」の声あり）

議長（西森勝仁君）

ほかに質疑はありませんか。

9 番（坂本玲子君）

お伺いします。ナウマンの改築をするのに全部を建てかえてやるというふうに先ほど説明がありましたが、その、工事中におけるナウマンの活動はどこでするのか、どういうふうにやっていく予定なのかをお聞きします。

教育次長（廣田春秋君）

はい、お答えいたします。その件については佐川小学校校長先生と協議をいたしまして、空き教室、実際なかなかないというところですけども、2 部

屋分を確保していただくということになっておりまして、まだ詳細、この部屋ですよというところまでは決まってませんが2部屋用意していただくということになっております。以上です。

議長（西森勝仁君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第56号、令和4年度佐川町一般会計補正予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第56号は可決されました。

日程第6、議案第57号、佐川町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、議案第57号について説明をさせていただきます。

佐川町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、高齢者や核家族化など昨今の当町における状況を考慮し、現行の条例に規定されております同居親族要件を廃止する条例を提出させていただくものであります。

議案の詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

総務課長（片岡和子君）

議案第57号について御説明させていただきます。

議案第57号、佐川町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成24年4月1日施行の公営住宅法の改正により、入居者資格の同居親族要件が廃止され、この要件をなくすこともそれまでどおり維持していくことも地域の実情に応じて条例で定めることができるようになっております。

当町におきましては、この要件をいままで維持してまいりましたが、町長の提案説明にもございましたように、高齢化や核家族化など昨今の状況を考慮させていただき、現行の条例に規定されております同居親族要件を廃止し、それに伴い関係する規定、条項を整備する条例を提出させていただくものです。

参考資料をつけさせていただいております。参考資料の議案第 57 号関係をごらんいただきたいと思います。条例の新旧対照表となっております。左側が現行で、右側が改正後案となっております。

まず、第 6 条が入居者資格について規定をされている条項になります。現行の第 6 条をごらんください。町営住宅に入居することができるものは次の各号、かっこ書きのほうを省略してずっと下へ飛んでいただきまして、下のほうに（１）とある行の上の行になりますが、「に掲げる条件を具備する者でなければならない。」町営住宅に入居することができるものは次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない、となっております。

その下の（１）の第 1 号では、「現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。」と規定をされております。今回の条例改正は、この第 1 号に規定されております同居親族要件を廃止するものでございます。

また、第 6 条第 1 項の初めのほうにお戻りいただきまして、上から 4 行目の、先ほど読むのを省略させていただきました括弧書きのなかでは、「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（第 9 条第 2 項において「老人等」という。）にあつては第 2 号及び第 3 号の条件を具備する者」と規定されておまして、これに該当する場合には現行の条例でも第 1 号の同居親族の要件は問わず、単身でも入居できることとなっております。

次に、続きましてすいません 2 ページをお願いしたいと思います。

2 ページの下から 5 行目から始まる第 6 条、第 3 項をごらんいただけたらと思います。第 1 項に規定する先ほど読ませていただきました、「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。」と規定をされており、以下 3 ページに第 1 号から第 8 号まで規定をされているところですが、今回、同居親族要件を廃止することによりまして、単身でも入居できる要件を別途規定する必要がなくなります。改正後案の第 3 項につきましては、収入要件に係る規定として内容を現行文と変えることなく整備をさせていただいております。

なお、現行の第 3 項 2 行目終わりに始まります、ただし書きに規定します、「身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、か

つ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。」という規定につきましては、今回、1 ページの改正後案の第 6 条第 1 項初めのかっこ書きに入居資格を有しない者として規定をさせていただきます。

新旧対照表の 4 ページ目以降の第 7 条以降につきましては、今回の改正による条項等を整備するものとなっております。

今回のこの条例改正によりまして、住宅に困っておられる方に対しまして、より実情に応じた対応ができるものと考えているところでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（西森勝仁君）

以上、提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 57 号、佐川町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 57 号は可決されました。

日程第 7、議案第 58 号、物品購入契約の締結についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

議案第 58 号について説明をさせていただきます。

議案第 58 号、物品購入契約の締結につきましては、公募型プロポーザルを実施いたしました。佐川町次期ネットワーク構築業務に係る物品購入契約締結につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は随意契約、契約金額は 4,917 万円、契約の相手方は高知県高知市本町 4 丁目 2 番 44 号、扶桑電通株式会社高知営業所所長、秋山治香で

ございます。議案の詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

総務課長（片岡和子君）

議案第 58 号について御説明をさせていただきます。

議案第 58 号、物品購入契約の締結につきましては、老朽化が進み、保守対応も困難となったネットワーク機器、サーバー機器等の更新、及びこれに合わせまして、新しいグループウェアの導入を行うものでございます。本業務の実施にあたりましては機器更新時はもちろんのこと、更新後におきましても安定的でかつ継続的な運用が求められることから、その業者選定につきましては単なる機器更新のみならず、セキュリティ対策や業務の継続性、安定した保守・運用を実現するための更新後におけるサポート体制、導入時における職員の負担軽減、及び提案価格を総合的に評価し、本町の求める事業内容に最も合致した業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施することといたしました。

6 月から 7 月上旬にかけて、この公募型プロポーザルを実施し、応募のありました 2 業者から提案された内容につきまして、実施体制、スケジュール、機器の構成、保守運用体制、価格独自提案及びプレゼンテーション等に注目、ごめんなさい、着目して審査をいたしまして、契約の相手方を選定いたしました。契約の相手方は扶桑電通株式会社高知営業所所長、秋山治香、契約金額は 4,917 万円で、うち、物品購入に係る金額は 4,070 万円となっております。

本業務の実施によりまして、安定的、継続的なネットワークの維持及び職員の事務の効率化を図り、さらなる住民サービスの向上、職員の働き方改革へとつなげてまいりたいと考えております。

なお、本業務の履行期限につきましては、令和 5 年 3 月 31 日、保守運用につきましては別途来年度以降 5 年間の長期継続契約の締結を予定しているところでございます。

以上が説明となります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（西森勝仁君）

以上、提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 58 号、物品購入契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 58 号は可決されました。

日程第 8、議案第 59 号、物品購入契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

議案第 59 号について説明をさせていただきます。

議案第 59 号、物品購入契約の締結につきましては、令和 4 年 7 月 13 日に入札を行いました、総合行政システム用端末調達業務の物品購入契約締結につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は指名競争入札、契約金額は 1,692 万 9 千円。契約の相手方は高知県高知市本町 4 丁目 2 番 44 号、扶桑電通株式会社高知営業所所長、秋山治香でございます。

議案の詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

総務課長（片岡和子君）

それでは、議案第 59 号について御説明をさせていただきます。議案第 59 号、物品購入契約の締結につきましては、総合行政システム用の端末を購入するもので、令和 4 年 7 月 13 日に指名競争入札を実施いたしました。入札結果につきましてはお手元の参考資料のとおりとなっております。

契約の相手方は扶桑電通株式会社高知営業所所長、秋山治香。契約金額は 1,692 万 9 千円。納入期限は令和 4 年 10 月 30 日となっております。

こちらは現在、住民サービスの根幹となります住民記録情報、税、社会保障、福祉サービスなどの業務を行います、総合行政システムを実際に各課職員が操作する際に使用するノートパソコン 65 台分を購入するものとなっております。これにつきましても、前回購入から 5 年以上が経過しており、老朽化が進み、メーカーの保守対応も困難となったため、新たに購入させていただくものです。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（西森勝仁君）

以上、提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

13 番（永田耕朗君）

予定価格よりも 300 万ばあ安い落札ということで、問題はないかと思いますが、指名業者 10 社のうちで 8 社が辞退ということですが、この辞退の理由がわかっておればお聞かせを願いたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。業者さんのほうにしっかりと確認をしているわけではありませんので、あくまで推測の範囲ではございますけれども、現在の社会情勢下におきまして、部品不足等による機器の調達全般に困難な側面がございまして、納期限までの調達が困難であったことや、価格高騰により応札ができなかったのではないかと考えております。

また、今回の調達機器につきましては、総合行政システムを操作する際に使用するものですので、取り扱う情報の多くが個人情報ということもございまして、日常、職員が業務で使うものより高いセキュリティーを保つために、各職員の静脈を認証するシステムを使用しております。この静脈認証システムを使用するにあたりましては、調達の機器、パソコンに静脈を読み取る静脈認証装置を内蔵する必要があることから、特定の機種に限定されております。これは一般的に流通しているものと違いまして、受注生産となることも参加事業社さんが減少した要因の一つではないかと考えておるところです。

（「はい、わかりました」の声あり）

議長（西森勝仁君）

ほかに質疑はありませんか。

5 番（橋元陽一君）

先ほどの 58 号の議案のネットワークと端末というセットで捉えていけばいいのかなと思いますけれども、非常に IT に情報に不慣れな、なかなか理解しにくい状況のなかで、いままでの働き方改革とか職員のスタッフの方々の負担がすごく軽減もされていくっていうような説明もあったんですが、ちょっと具体的に事例を挙げていただいてですね、こういうのもあるよっていうようなことが説明いただければ、ちょっと説明いただいて、予算を認定していきたいと思うんですけども。

総務課長（片岡和子君）

はい。今の提案させていただいている分は総合行政システムの分になりますが、先ほどのネットワークのほうのお話でよろしいですか。

（「はい、まあリンクしてるかリンクしてないのかそれも含めて」の声あり）

り)

はい。総合行政システムにつきましては、それだけの機械になります。住民基本台帳であったりとか、税情報、社会保障情報などの業務に使うシステムになります。で、先ほどの 58 号のネットワーク構築業務につきましては、インターネット系で職員が通常、メールをしたり掲示板とかで行事の予定を知らせあったりとか、そういったものになりますので、別個のものと捉えていただいたほうがわかりやすいと存じます。以上です。

議長（西森勝仁君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 59 号、物品購入契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 59 号は可決されました。

日程第 9、議案第 60 号、物品購入契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、議案第 60 号について御説明をさせていただきます。

議案第 60 号、物品購入契約の締結につきましては、総合行政システム機器更新業務に係る物品購入契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は随意契約、契約金額は 1,562 万円、契約の相手方は熊本県熊本市中央区九品寺一丁目 5 番 11 号、株式会社 R K K C S、代表取締役金子篤でございます。

説明は以上でございます。

なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

総務課長（片岡和子君）

それでは、議案第 60 号について御説明をさせていただきます。

議案第 60 号、物品購入契約の締結につきましては、平成 18 年度導入以降現在まで利用しております、先ほど申し上げました住民基本台帳、それから税情報などのシステムとなります総合行政システムの運用に必要な機器の更新を随意契約により行うものです。

契約の相手方は株式会社 R K K C S、代表取締役金子篤、契約金額は 1,562 万円。うち、物品購入にかかる金額は 1,397 万円となっております。

現在、本町が利用しております総合行政システムは R K K C S が福岡に用意をいたしました耐震性、安全性に優れたデータセンターにデータサーバーを設置し、独自の専用回線を用いて通信することによりシステムを稼働させております。

本業務の実施によりまして、このデータセンターと職員が利用する操作端末とをつなぐために必要な D C サーバー、緊急時に使用することとなるバックアップサーバーのほか、納付された、ごめんなさい、出力された納付書を読み取る O C R 装置等の総合行政システムの運用に必要な機器を更新するものでございます。これらの機器につきましても先ほどまでの議案と同様、前回購入より 5 年以上が経過し、保守対応等が困難となったことによりまして、今回更新をさせていただくものです。

契約の相手方といたしましては、総合行政システムの著作権設定等に係るあらゆる情報につきましては、R K K C S が保有しており、かつ、本町が知り得たものについて、第 3 者への提供が禁止されておりますので、他の事業者によって本業務を実施することができないことから、R K K C S と契約を締結するものです。

なお、本業務の履行期限は令和 4 年 11 月 30 日となっております。説明は以上で終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（西森勝仁君）

以上、提案理由の説明がおわりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 60 号、物品購入契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 60 号は可決されました。

以上で、本臨時会に提出されました案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長（片岡雄司君）

それでは、第 3 回の臨時会の閉会にあたりまして、御挨拶をさせていただきます。

本日は、本臨時会に提案をいたしました議案等につきまして、適切な御決定を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

今回の令和 4 年度一般会計補正予算の御承認をいただきましたので、関係機関とも密に連携をしまして、スピード感を持って大型事業を進め、観光振興、産業振興の取り組みを進めるとともに、今後におきましても高齢者、障害者、子育て支援につきましてもしっかりと取り組みを進めてまいります。また、多くの住民の皆様の御意見、御要望をお聞きし、今後におきましても取り組んでいきたいと考えております。議員の皆様におかれましても、今後とも御支援、御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、開会でも申し上げさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染につきましては、第 7 波に突入しているものと考えられており、感染者も急激な増加傾向にあります。御自身だけでなく、御家族や大切な方を守るため、さらには、地域医療体制を維持するため、議員の皆様、町民の皆様には引き続き、感染しない、させないの基本的な感染予防対策の取り組みを徹底していただけますよう重ねてお願いを申し上げます。

最後になりますが、まだまだ暑い日が続きますので、体調管理には十分気をつけながらも、身体を動かすなど健康づくりにも心がけてお過ごしいただきたいと思います。

今後とも、執行部に対しまして御指導御鞭撻をお願い申し上げまして閉会の御挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

本日の会議はこれもちまして終わります。令和 4 年第 3 回佐川町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後 2 時 30 分

